入　札　説　明　書

糸田町が発注する糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく総合評価方式による条件付き一般競争入札については、関係法令及び公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　公告日

令和8年11月5日

2　工事名

糸田町立緑ヶ丘病院新病院建設工事

3　工事場所

田川郡糸田町宮床

4　共同企業体（JV）に関する事項

(1)　JVは、本工事のために自主結成する特定建設工事共同企業体（甲型）とし、構成員の数は2者又は3者とする。

(2)　構成員は、全員が令和8年度糸田町競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登録されている者とする。

(3)　構成員の出資比率は、2者の場合は各構成員30％以上、3者の場合は各構成員20％以上とする。

(4)　代表構成員は、構成員のうち最も大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員中最大とする。代表構成員は、公告2に定めるすべての要件を満たし、かつ、建築一式工事の建設業の許可を有しての営業年数が3年以上であること。

(5)　代表構成員以外の構成員は、次の要件をすべて満たすこと。

ア　公告2(1)、(2)、(5)～(8)及び(11)～(14)に定める要件を満たすこと。

イ　建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受け、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

ウ　建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、建築一式工事の総合評定値が820点以上であること。

エ　元請として、公告日の前日から起算して過去15年間に完成・引渡しが完了した病院の新築、改築又は増築工事の施工実績を有すること。

オ　本工事に、建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

※　病院とは医療法第1条の5第1項に規定する病院をいい、床数は病床数、面積は延床面積とする。

(6)　一の企業は、一のJVの構成員にのみなることができる。また、単体企業として参加する者は、JVの構成員となることができない。

(7)　JVの構成員として本工事を受注した者は、本工事の竣工までの間、単独で糸田町が発注する建設工事（随意契約によるものを含む。）を受注することができない。

(8)　JVとして参加する場合の総合評価の評価対象は、案件別落札者決定基準第6に定める。

5　開札及び落札候補者の選定

(1)　入札終了後、同一会場において直ちに開札する。

(2)　予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、案件別落札者決定基準に基づき評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(3)　落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合その他落札者の決定までに確認又は手続を要する場合は、落札者の決定を保留する。この場合、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、手続きの終了後、入札参加者に文書で通知する。

6　低入札価格調査

(1)　本工事は、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

(2)　入札価格が失格基準価格を下回る者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

(3)　落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該落札候補者（以下「調査対象者」という。）に対して低入札価格調査を行う。調査対象者は、町が指定する期限までに次の資料を提出すること。提出期限は個別の提出依頼書で通知する。

・ 当該価格で入札した理由を記載した書類
・ 工事費内訳書（積算根拠を含む。）
・ 下請予定に関する資料（工事費内訳書に対応した下請予定額、下請単価等）
・ 資機材調達計画（見積書、仕入先等）
・ 配置予定技術者及び施工体制（安全衛生、品質管理体制を含む。）に関する資料
・ 工期及び施工方法等に関する資料（工程表等）
・ その他町長が必要と認める資料

(4) 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は期限までに資料の提出若しくは聴取に応じないときは、当該調査対象者を落札者とせず、公告13（2）により次順位者について同様の手続を行う。

(5) 低入札価格調査の結果の概要は、落札者の決定後に公表する。

7 欠格等の通知及び理由説明

(1) 町は、案件別落札者決定基準により欠格、入札無効又は失格として取り扱う者に対し、その旨及び理由を書面により通知し、又は入札結果等の公表により知らせる。

(2) (1)の取扱いを受けた者は、通知又は公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、理由説明請求書（様式総合14）により、その理由について説明を求めることができる。

(3) 町は、請求を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面により回答する。

8 技術評価結果及び評価理由の説明

入札参加者は、入札結果の公表日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、技術評価結果等説明請求書（様式総合13）を提出して、自らの技術評価結果及びその評価理由について説明を求めることができる。町は、請求を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

9 入札結果等の公表

落札者の決定後、入札者名、入札価格、評価値等を糸田町ホームページで公表する。低入札価格調査を行った場合は、その調査結果の概要を併せて公表する。

10 技術資料等の取扱い

(1) 提出された技術資料等は、本入札及び契約手続以外の目的に使用しない。

(2) (1)の規定にかかわらず、技術資料等に含まれる技術上の提案内容が、その後の工事において一般的に使用されている状態となった場合は、町が発注する工事において無償で使用できるものとする。ただし、当該提案内容が知的財産権その他の排他的権利の対象となるときは、当該権利者の承諾なく使用しない。

(3) 技術資料等に記載された施工方法等を技術評価において適正と認めたことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分に係る受注者の責任が軽減されるものではない。

11 契約手続

落札者の決定後、原則として5日以内に契約の手続を行う。契約保証及び前払金は公告15及び16により、中間前払金及び部分払は糸田町工事請負契約約款その他関係規定による。なお、低入札価格調査の結果、落札者と決定された者の契約保証は、公告15(2)ただし書のとおり請負代金額の100分の30以上とする。

12 問い合わせ先

糸田町立緑ヶ丘病院　庶務係
〒 822-1315　福岡県田川郡糸田町3187番地
TEL 0947-26-0111　　FAX 0947-23-0011
E-mail　　midorigaokahp@titan.ocn.ne.jp